

## 航空機疑惑問題等防止対策に関する協議会における発言

### (1) 開催に当たつての挨拶

(昭和五十四年五月三十一日 首相官邸)

皆さまご多用のところ、協議会にご参加を願いましたところ、まけてご承諾賜りまして大変ありがたく存じます。

ロッキード事件に続きまして、今回このようなダグラス・グラマン問題が発生いたしましたして、大変世論の厳しい批判を受けて恐縮をいたしておる次第でございます。ご承知のようにロッキード事件のございましたあと、三木内閣の時でございますけれども、再発防止につきましても一つの対策が立てられ、閣議でご了承を得たうえで、実行に移っているわけでありまして、外国との間の犯罪人引渡条約でございますとか、外国関係の条約協定の問題でございます。

それから国連で多国籍企業の活動について、行動規制を取り上げて討議が進んでおりますが、そういった点については、政府も参加してやっているところでございます。刑法の改正をはじめといたしまして、若干立法を国会にお願いしているものもございますが、なにさまむすかしい問題でございますして、その

検討をいろいろ審議会等でいただいている問題もたくさんございます。それはそれとして、今後も続けてまいらなければならぬと思っておりますけれども、そういう問題と若干視点をかえて、もっと常識的に政治倫理という問題について、何か考えなければならぬことがありはしないか、そしてあまり長く時間をかけるのは恐縮でございますので、できるだけ短時間の一応のご意見を承るようなことができれば非常に幸せだと思ひまして、この協議会を思い付いたわけでございます。

私は、基本的に、政治責任の問題については、このように考えております。つまり、普通の人でございますならば、まあ刑事責任を問われる問われぬというだけで一応かたがつく。刑事責任を問う場合におきまして、あるいは疑わしきは罰せずというようなところでいって差し支えないかもしれませんけれども、公務員とか、あるいは、国会議員とかというような場合は、国民の側に知る権利がもっと強くあるんじゃないだろうか。それに対してやはり制度的に應える途がなければならぬじゃないか。そういう筋道をたぐっていくと、日本でどういふ制度があるかという、選挙制度というのがある、一へんそこで有権者に審判を仰ぐという機会がございます。

それにしても、選択をする理由について材料がなければいかんわけでございます。どこまでどのように保障されておるかという、どうもその点はさだかでない。もっとも、日本では大変マスメディアが強く、取材の自由をもって非常に活発な取材活動がされておりますので、これは、まあ最大の再発防止の保障じゃないかと思ひますが、それだけでいいのかという、もう少し制度のうえで考えなければならぬ問題も、選挙制度のほかに、政治資金をどうするかという問題をはじめといたしまして、考えなければなら

んこともあるんじゃないかなと思う感じがいたします。いずれにしても大変むずかしく、民主主義の基本にかかわる問題でございますので、私どもにはどうも考えがまとまりません。捜査当局のほうで、一応、このグラマン問題、ダグラス問題の刑事責任の問題は一段落を遂げたようでありますので、政治責任の問題については、国会で取り上げておりますけれども、政府として、この際一つ精いっぱい考えてみたらどうか、そこで政府として検討を事務当局に命じ、こういうことはこういうところでやることに決めたとかというようなことがないと申訳ないじゃないか、というような感じがいたします。

そこで、皆さま、非常にお忙しい中をお知恵を貸していただきたく考えておる次第でございます。自由に活発に一つご意見を吐露していただいて、私どもを啓発さしていただきますようお願いしたいと思います。ご挨拶になってないと思いますが、一応発足いたしました趣旨は、概略そのような気持でございますので、何分、一つお願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。

(2) 政治家の資産と収支の公開の取扱いについての発言(第三回会合)

(昭和五十四年五月三十一日 首相官邸)

個人献金については、いま税法では雑所得として、支出して余ったら申告するというところで、政治家だからといって特別な取り扱いはやられておりませんね。

ここで、二つの問題が提起されておるわけですね。資産公開の問題、それからいま税務署でわれわれが所得を申告する場合に、二千万以上だったか……（については公表される）。

ああいう制度をもっと緻密なるものにしていくのか、また、全然別個な問題にしていくのか、ということが一つあると思うのです。それから政治資金の収支を明らかにするということ、余ったら申告をするのじゃなくて、そこまでに至るプロセスを明らかにするところに意味があるわけで、そういうことを税務署にやらすのか、別なところがやるのかの問題がある。

### (3) 政治倫理確立のための基本的な問題等についての発言（第四回会合）

（昭和五十四年七月二十七日 首相官邸）

政治の倫理化運動というのは誰がやるかということとは確かに問題なので、政府が政治倫理なんという問題に取り組むということは、行政府の仕事なのかどうか。それじゃ自民党がやるかということ、いま自民党がそういうことを言い出しても、そう説得力があることにはならぬということになると、これは、結局、国会が、誰がやってくれるかわからないけれども、趣旨を整理して、国会の判断を待つということとはまあいいと思います。けれども、政府がどこまでやれるかという問題については、先生方の判断を仰ぎたいのです。私どもの立場もいつも微妙なんですけれども、自民党やれやれというので、それは、国会の問題で

「ごいまずと答えると、国会でいろいろ仕事をやるけれども、結局抑えているのは、自民党じゃないか、自民党の総裁であるおまえさんがしゃんとしなければいかんじゃないかということになってくる。そこで、政党内閣というのは、超然内閣じゃないのだから、ある程度こつこつ問題にものを言ってもいいのかもしれない。いまのような政治情勢の中でどこまで言えるか、言ったらいいか。しかし、少なくとも何か国会に対しては、こつこつ考え方でどうかということについて、国会で判断を求めるといふことは、ミニマムやらなければならんじやないかというように考えたりします。それから選挙制度の改正の問題でございますが、私はこの中に二つあると思うのです。制度論に二つあって、一つは国会議員の区制の問題という、政府が扱うにはちょっと適しない（問題がある）。区制の問題というのは、各党の妥協の産物としてできあがる問題であつて、政府が押し付けるといふようなものではとても成り立たないし、そつこつものはありますけれども、選挙のやり方を金のかからんようにやる。それから選挙の罰則を強化する、あるいは連座制を強化するというような重要な問題と二つあるじやないかと思つて、

運営のやり方には相当金がかからぬようにやる。それから公営の範囲を広げる、あるいは連呼を止めるとか、立会演説を増やすとか、個人演説は止めるとか、そつこつ技術論は、これは、政府がやっても、そつこつ出過ぎじやない。

だから、区制の問題なんかについては、下手にさわれないのですが、運営の問題についてはやれることがあるのかないのか、やはり検討していく必要があるじやないかという感じですが、

第三の政治資金規正法の問題（注）これは何とか結論を出しておかないと、みつももない話で、せつか

く協議会を開いても、いろいろあげつらわれることになるじゃないかという感じがするのです。

(注) 他の箇所における総理の本件関連発言「政治資金は政治団体に集中させる。後援会、政策研究会等に集中させる。」「収支の公開は少なくともやらなければいかんね。」「支出を入れないと意味がない。」

ただ、これもあまり野心的に取り上げていくというよりも、いままでやってきた経過を踏まえて、この際、とりあえず、これは当面やろうじゃないかというように、漸進的にやらないと、革命的にやるということになりますと、私は生産的じゃないんじゃないかという感じがするのです。ですから、この政治家個人に対する政治献金という問題は、詰めてきちっと結論を出したほうがいいじゃないかという感じがします。法人からの政治献金の規制は、相当厳しくできておる。政治家個人からつけた政治資金の取扱いについては、ちょっと盲点になっておるような感じがするので、そこはちゃんと埋めておかなければいかんじゃないか。

#### (4) 提言を受けての挨拶

(昭和五十四年九月五日 ホテル・オークラ)

たいへん公私ご多端のところ、協議会にご参加をお願いいたしましたところ、まげてご参加をいただいたばかりでなく、たいへん有益な、積極的な、また、非常に考え抜いたご提言をちょうだいいたしました

こと感謝にたえませぬ。

私どもここに書いてあるご提言につきましては、政府の責任でやるべきことは直ちにやりますし、政府から国会に要請すべきものは要請いたしまして、速かに実現の方向に向くように努力してまいらるつもりでございます。

これが将来どういう道行をたどりまして、どのように具体化してまいりますかということにつきましては、ご参加いただきました先生方には逐一ご報告を申し上げさせていただき、その途次、国会での議論もございましょうし、世上でも議論が生まれるかもしれませんが、われわれ諸事に窮した場合につきましては、まだご高承いただくことがあるのではないかと思えますけれども、その節はよろしくご指導願いたいと思えます。

たいへんありがとうございました。